別表第六十六号（第209条第１項関係）

第１　申請書

認定放送持株会社承継申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

放送法第165条第１項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

［１～６　略］

７　欠格事由に関する事項（法第159条第２項第５号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

欠格事由の有無	特定役員（法第159条第２項第５号イ）	□　有　□　無
	議決権の割合（同号イ及びロ）	□　有　□　無
	処分歴等（同号ハからヌまで）	□　有　□　無

［注１～注３　略］

［第２　略］

別表第六十六号（第209条第１項関係）

第１　申請書

認定放送持株会社承継申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

放送法第165条第１項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

［１～６　同左］

７　欠格事由に関する事項（法第159条第２項第５号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

［注１～注３　同左］

［第２　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係） （総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 無線局免許（再免許）申請書 年　月　日 総務大臣　殿（注１） 収入印紙貼付欄 （注２）	**別表第一号**　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係） （総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 無線局免許（再免許）申請書 年　月　日 総務大臣　殿（注１） 収入印紙貼付欄 （注２）